

第4回 障がい福祉などについて紹介します

障がい福祉について2カ月に1回紹介しています(全5回)。
今回は、障がいがある人に対して町が行う給付や助成について詳しく紹介します。



福祉課 福祉係 ☎(232)4913

自立支援医療(育成医療)

育成医療は、手術などで確実な治療効果が期待できる場合に、生活能力を得るために給付する医療を行います。

18歳未満の児童で身体障害者福祉法に定める障がいと同じ程度の障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来同法に定める障がいと同じ程度の障がいを残すと認められる児童が対象です。

対象の医療費は医療保険各法による給付の残額であり、受診者の属する世帯の収入などに応じて費用を負担してもらいます。

自立支援医療(更生医療)

更生医療は、原因になる疾病が治癒した後に残された機能障がいに対し、日常生活を営んでいく上で便利のように障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行います。

18歳以上で更生医療の対象になる疾患の身体障害者手帳の交付を受けた人が対象です。

給付を受けるためには、役場へ申請を行い、役場が交付する「自立支援医療受給者証」を指定医療機関へ提出することが必要です。

対象の医療費は、医療保険各法による給付の残額であり、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じて費用を負担してもらいます。

自立支援医療(精神通院医療)

精神保健・精神障害者福祉に関する法律に定める精神疾患やてんかんがある人が、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状のある場合に必要な医療をいいます。

この制度を利用すると、医療費に対する自己負担分が総医療費の最大10%となります。

対象の医療費は、医療保険による給付の残額であり、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じて費用を負担してもらいます。

制度を利用する場合は、所定の申請書や医師の診断書、本人の保険証、本人の収入が分かる書類(年金振込通知書や通帳)などが必要になりますので、お問い合わせください。

重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がいのある人が各種健康保険で医療を受けた場合に、その自己負担の一部について町が助成するものです。

○助成対象者

①身体障害者手帳1級、または2級を持つ人
②療育手帳A1、またはA2を持つ人
③精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人

④経過的福祉手当を受けるに相当する障がいがある人

○助成が受けられる額

①入院の場合

一部負担金額が一つの医療機関につき月額2,040円を超える額

②通院の場合

一部負担金額が一つの医療機関につき月額1,020円を超える額
※処方箋を出した医療機関と処方した調剤薬局は、一つの医療機関とみなします。

※加入している健康保険から高額療養費や付加給付金などの給付がある場合は、その金額を差し引きします。

○助成方法

①医療機関で一部負担金の支払い。

②月ごと、医療機関ごとに助成申請書を記入してください。

③福祉課に助成申請書と領収書を提出してください。

※領収書が無い場合は、助成申請書に医療機関から証明をもらってください。

※毎月10日まで(10日が閉庁日の場合は、前開庁日まで)に受け付けた申請書は、当月末に支払います。

※高額療養費や付加給付金などの確認のため、支払いが診療月の2、3カ月後になる場合があります。

○注意事項

助成対象となるものと対象とならないものがあります。どちらか判断が難しい場合は、お問い合わせください。

確定申告

確定申告・町県民税申告

2月17日(月)～3月17日(月)

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成25年分の所得税の確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)までです。申告期限前は窓口が混み合いますので、必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告をしてください。

■申告に必要なもの

①収入・経費について

○源泉徴収票・支払証明書・支払調書
○農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)

②控除について

○社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
○保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・介護医療保険・地震保険など)
○障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

○医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの)
○寄付金控除を受ける人は、寄付金控除証明書、受領書など、寄付先や寄付金額の分かる書類

※申告する際は、あらかじめ領収書の金額を家族ごとに集計した上で提出してください。

③その他

○印鑑(認め印で可)
○本人の口座番号が分かる通帳など
■菊陽町で受けられない申告

確定申告をする人のうち、次に当てはまる人は菊池税務署で申告をお願いします。

○譲渡所得の申告をする人
○住宅ローン控除を初めて申告する人
○準確定申告(平成25年中に亡くなられた人の申告)をする人
○消費税・贈与税の申告をする人

臨時福祉給付金について

4月から消費税率が引き上げられ、所得の低い人へ「臨時福祉給付金」を支給する予定になっています。申告していない人は、支給できるかどうかの確認ができない場合があります。詳しくは、今後「広報きくよ」などでお伝えします。

■町の会場で行う確定申告・町県民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前	午後	
	9時～11時	1時～4時	
2月17日(月)	三里木・三里木北		三里木町民センター
18日(火)	新山・北新山・境の松		
19日(水)	杉並台・青葉台・新成		
20日(木)	東ヶ丘・沖野		
21日(金)	光の森1町内～7町内		武蔵ヶ丘コミュニティセンター
24日(月)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
25日(火)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
26日(水)	八久保・南八久保・にじの森		
27日(木)	花立・南花立・向陽台		
28日(金)	中代		東部町民センター
3月3日(月)	戸次・馬場楠	上中代・出分	
4日(火)	津留・大堀木	川久保・下原	役場2階大会議室
5日(水)	井口・道明	曲手・辛川	
6日(木)	上津久礼	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	
7日(金)	下津久礼	宮ノ上・ひばりヶ丘	
10日(月)	緑陽台	緑ヶ丘	
11日(火)	入道水・柳水・馬場		
12日(水)	新町・南方	鉄砲小路・長塚	
13日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

※混雑を避けるため、地区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、ご自分の地区の指定された日に申告してください。